

平成19年第7回辰野町議会定例会議録(14日目)

1. 招集年月日 平成19年11月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成19年12月17日 午後3時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

- 日程第1 議案第6号 平成19年度辰野町一般会計予算(第3号)
- 日程第2 議案第15号 平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第17号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第5 議員提出議案の審議について
  - 発議第1号 辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
  - 発議第2号 辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について
  - 発議第3号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について
  - 発議第4号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書の提出について
  - 発議第5号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
  - 発議第6号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出

について

発議第7号 米価の抜本的な安定対策を求める意見書の提出について

日程第6 議会閉会中の委員会の継続審査について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	総務課長	平泉 栄一
まちづくり政策課長	小澤 辰一	住民税務課長	野澤 修一
建設水道課長	根橋 正美	産業振興課長	桑沢 高秋
保健福祉課長	赤羽 敏明	会計管理者	加島 範久
教育次長	白鳥 義政	病院事務長	金子 文武
福寿苑事務長	小沢 睦美	消防署長	丸山 均
開発公社常務理事	竹淵 光雄	代表監査委員	小野 眞一

8. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長 竹入 俊男  
議会事務局庶務係長 飯澤 誠

9. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第9番 三堀 善業  
議席 第10番 中谷 道文

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、第7回定例会第14日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第6号平成19年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。これ

より質疑、討論をおこないます。

○山岸（12番）

えー37ページの公営住宅の建設事業の委託料の関係なんですけれども、あの越道団地の所の埋蔵文化財の基本調査だと、基本調査っていうか調査だと思いますけれども、この費用が157万5,000円掛かっています。それに対して、歳入14ページの方で国庫補助金からこの事業に対して、142万6,000円出ているわけなんですけれども、普通埋蔵文化財の調査には補助金っていうのは殆ど出ないっていう話を聞いているんですけれども、どういったまこれ公営住宅っていうことだと思うんですけれども、どういった時にそういう補助金が出るのか、で今回これは9割くらい補助金が出ているんですけれども、その割合はどういったものなのか分かりましたら、お聞かせください。

○建設水道課長

えーとお答えいたします。えーと歳入の部分につきましては、えー地域住宅建設事業の交付金ということで今回の公営住宅の建て替えの分に充てる部分でありまして、えー補助率は45%であります。えーこのなかには、えー他にまだ含まれるものがありまして、えー後の歳出にありますけれども、えー住宅の警報機ですね、義務付けられてこれも含まれてこのなかにありますのでご理解をいただきたいと思います。えー補助金の対象になっております。

○議長

他にありませんか。

○根橋（13番）

31ページですけれども、えー農業振興事業の有害鳥獣対策補助金36万6,000円ということでございますけれども、この中身はどのような内容か説明していただきたいと思います。

○産業振興課長

この中身につきましてはあのう電柵に対する補助金でございます。補助事業でございます。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第6号平成19年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議あ

りませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 15 号平成 19 年度辰野町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) に  
ついてを議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

( 質疑、討論 なし )

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 15 号平成 19 年度辰野町介護保  
険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) を採決いたします。本案は原案のとおり決するに  
ご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日  
程第 3、議案第 17 号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたし  
ます。総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長、  
矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第 17 号「辰野町  
公の施設の指定管理者の指定について」去る 12 日担当課長、職員の同席を求め本  
議案について慎重に審査を行いました。以下審査の結果を報告します。この議案  
はたつのパークホテルに於ける、辰野町開発公社による指定管理が平成 20 年 3 月  
31 日をもって終了することから、新たな指定管理者として「株式会社アセットオ  
ペレーターズ」を指定したいとするものです。委員会の審査では同社は親会社の  
「アセットインベスターズ」の 100 % 連結子会社で、ホテル事業部・スポーツ事  
業部を担当しており、「ホテル日航茨城大阪」や「ホテル J A L シティ松山」ボー  
リング場などを経営しているとのことであります。また、たつのパークホテルの  
指定管理には最終的には 7 社が応募したとのことであります。選定委員会と町長  
委嘱の 6 人の委員による、審査会が提示した評価表の 11 項目の条件などを審査し、  
同社を選考したとのことであります。選考理由としては、同社はホテル事業・ス

ポーツ事業を主要業務としており、経営難に陥ったホテルを短期間に再生しながら、経営している実績。新しい取組みに向けての姿勢、グループ会社の幅広いネットワークにより、町外からの誘客が望めるなど期待が持てること。町は指定管理料を支払わず施設利用に対する負担金として、同社から年間1,200万円を支払ってもらい更に、収益によっては利益還元も提案しており町の財政面からもメリットがあること。また、同社の経営面に於ける安定性という点でも他社と比較し、高い評価を得ること等であります。委員からも同社が辰野町に対して魅力と明るい展望を持って、地域と一体となり積極的に事業展開を図ろうという姿勢を高く評価する等の意見が出され、審査の結果、リスク管理の徹底を希望し全員一致で可決しました。全議員の賛同で可決いただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

○根橋（13番）

えーと議論のなかであの、現在働いておられる職員の皆さんの処遇などについて、この「アセットオペレーターズ」との話合いでどのような、話合いと言いますかね、協議が今後なされ得るのかそのへんはあの、議案の審査のなかではどのような審査をされたでしょうか。

○総務産業建設常任委員長

あの基本的には現状勤めている人たちも、お一使っていただくという方向であるということと、またあのう社員教育をこれから徹底して新しいホテルの愛されるホテルとそういう形に持って行くということで、従業員も基本的にはもちろんその人の資質の問題もありましようけれども、面接等を通じてえー採用していく、100%それが可能かどうかは別として、そういう方向ということであります。

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

（討論なし）

○議長

討論を終結いたします。これより議案第17号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告

のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第4、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、常任委員会へ付託となりました陳情について、各常委員長より審査結果の報告を求めます。始めに、「深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情書」「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情書」「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」「保検でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情」以上4件について、社会福祉教育常任委員会における審査結果を、社会福祉教育常任委員長、山岸忠幸議員より報告を求めます。

○社会福祉教育常任委員長

え去る12日、委員会室に於いて、委員全員出席のもと当委員会に付託された陳情、第11号「深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情書」陳情第12号「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情書」陳情第13号「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」陳情第14号「保検でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情」の陳情4件について慎重に審査を行いました。以下委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第11号「深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情書」提出者、長野県医療労働組合連合会、執行委員長、渡辺一信氏。本陳情は1、医師の要請を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るため医師確保に向けた、必要な法律を制定すること。2、当面この間の削減数を戻し、医学部の定数を最高時8,360名、現在より735名増まで増やすこと。の意見書を国の関係機関に提出することを要望した陳情であります。え、医師不足については、当町も痛感していることであり、医師の数を増やして欲しいという願いは委員全員共通のものであります。まず医師の過酷な勤務状況ということで、病院事務長より説明を受けました。え、そのなかでは、医師の当直は1人、月平均3.3日であること。当直明け勤務もあり長時間の連続勤務があること。土日の当直は信大からの派遣があり助かってはいるが、診療科によっては常にオンコール状態でなかなか気の休まる時のない状態が

続いていること。などが報告されました。え、委員からは他の職種ではあり得ない勤務状況であり、人の命に関わる職業でこのような状態が続くことを危惧する声がありました。また地方の国立大学に医学部のあることの意味を根本的に問う意見もありました。ともかく医師数を増やすことは、急務であるとし委員全員本陳情に賛成し、意見書を提出すべきとして採択に決しました。陳情第12号「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情書」提出者、長野県医療労働組合連合会、執行委員長、渡辺一信氏。本陳情は1、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど、看護師当の人材確保の促進に関する法律を改正すること。2、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を、全面的に改正し看護職員時給見通しと統合して、国と都道府県が策定する看護職員確保計画に改めること。の意見書を国の関係機関に提出することを要望した陳情であります。え、まず病院事務長より辰野病院での看護師の勤務状況の説明を受けました。え一夜勤の勤務は1人平均月に8日から10日行っていること。看護体制では、夜勤は患者14人に対し、看護師1人。また日勤では7人から8人に1人の割合であり、平均して10対1の看護体制とのことでありました。え入院経験のある議員からは夜間、ナースコールで走り回っている様子や食事・排泄の介護など看護師でなくても、と思われる作業に多くの時間が取られている様子などが話されました。え一事務長から夜間勤務が法的に規制されると、自治体病院の多くが人件費等の問題で大変になるとの声もありましたが、根本的には看護師の労働環境の改善が必要とのことから、委員全員、本陳情の主旨に賛同し意見書を提出すべきとして採択に決しました。なお、意見書案につきましては一部を簡略化し提出することといたしました。え一、陳情第13号「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」提出者、長野県社会保障推進協議会、代表、東原進氏。本陳情は新たな後期高齢者医療制度は中止・撤回することの意見書を国の関係機関に提出することを要望した陳情であります。え、この制度そのものについては、先の9月議会に出された請願により、また一般質問・議員全員協議会での担当課からの説明により理解しているものとして、委員全員の意見を聞きました。え、不採択とする議員からは「国民全員が相応の負担をしてゆくべきものであり、現役世代も疲弊しているなか年金受給者からも応分なものを負担していただかないと医療制度が成り立たない。」また、「この段階までできていれば仕方

ない」などの意見が出されました。また採択すべしとの議員からは、「前回9月の時からこの3箇月の間に既に制度の見直しも出されてきており、ここで中止・撤回の意見書を出すべきである。」「この制度では納付書により納入する人たちからは、必ず医療を受けられなくなるお年寄りが出てくるのではないか。」等の意見がありました。え、これに対しては「弾力のある運営をしていくしかない。」と言った声がありました。え採決の結果、採択に賛成の者1名、不採択とする者5名にて当委員会としては、本陳情を不採択とすることに決しました。なおこの制度について、まだ多くの住民が理解しているとは思えず、とりわけ該当する高齢者への周知が遅れていると思われるので、あらゆる機会を利用して早期に周知されることを、要望しておきます。陳情第14号「保検でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情」提出者長野県保険医協会、会長、鈴木信光氏。え本陳情は保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書を国、関係機関に提出することを要望したものであります。え担当課より歯科治療での保険の適用範囲、新たな治療法、診療報酬の引き下げなどについての概略の説明を受け、審査に入りました。委員からは「今、歯科技工士が減ってきているのでは」といったことや、技師・シンビ歯科といったことなど、歯科医療を取り巻く現状や話題等が出されました。そうしたなか本陳情に関しては委員全員主旨に賛同し、意見書を提出すべきとして採択といたしました。以上陳情4件の委員会での審査結果を報告し、別途意見書を提案いたしますので議員の賛同をいただきますよう、お願いするものであります。以上委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論をおこないます。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決をいたします。始めに「深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情書」を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。



( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情書」を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」を採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」を採決いたします。本案に対する委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「保検でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての陳情」を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。続いて、「米価の安定対策を求める陳情について」総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長、矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託された陳情第15号「米価の安定対策を求める意見書提出に関する陳情書について」であります。去る12日担当課長、職員の同席を求め、本陳情について慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告します。平成19年度産の米価は米の消費量が年々減少するなかで、生産調整の実効性が確保できていないことや、全農の仮渡し金の変更が各産地の販売行動や卸売り業者の購買行動に多大な影響を与えております。全国の水稲の作況指数は99でありながら、米価は大幅に下落する異常事態となっております。こうした米価の大幅下落は、経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業、地域経済の活路を損なっている状況にあります。米価下落の原因は政府が米改革に米の流通責任を放棄したために大手スーパーや大手外食産業、大手米卸が買い叩くと価格破壊を行っているなどであります。加えて政府米の購入に際して、政府自身が安価な買い入れの先頭に立つ一方、かつて加工用に振り向けていた古米、超古米を出来秋に超安値で放出してきたことにあります。今の自体を放置するならば農家の米の生産を維持することが困難になり、政府が推進する担い手対策さえ危ぶまれる自体となりかねません。委員からは陳情に対しての主旨には異論はなく理解を示した意見が出され審査の結果、全員一致で採択と決しました。なお委員から陳情書のなかでの地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議する、旨の文言が明示されていないことが指摘され、陳情代表者に対してこの旨を通知することで委員全員了解しました。議員全員の賛同により原案可決くださいますようお願いし、委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより採決をいたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。日程第5議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号「辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、発議第2号「辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について」の2件を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(事務局長朗読)

○議 長

ここで、提出者であります宇治徳庚議員より趣旨説明を求めます。

○宇治(5番)

それでは発議第1号、及び発議第2号の提案理由を申し上げます。えー地方自治法の一部改正に伴う標準町村議会委員会条例と、同会議規則の一部改正が行われました。これに伴い、当町議会の委員会条例と会議規則の一部を改訂するものです。始めに発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改訂するものですが、法改正前は、常任委員会を会期の始めに議長が会議に諮って選任することとされていたため閉会中の補欠選挙で当選した議員は直ちに委員会活動に参加できないという不具合がありました。今回の改選により閉会中でも議長が委員を選任できるようにしたものです。次に発議第2号、辰野町議会会議規則の一部を改訂するものです。第13条では、議案を提出する権限は議員となっていましたが、今回の改正で委員会でも議案を提出できることの追加であります。第37条関係は、委員会に付託しないのでできる規定であります。第70条第2項中第98条中及び第108条中については改正に伴う項の変更であります。第114条については、電磁的記録を追加したものです。附則、両改正とも交付の日から施行するものです。全議員の賛同をいただき原案可決いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。始めに発議第1号「辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号「辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(事務局長朗読)

○議 長

ここで、提出者であります矢ヶ崎紀男議員より趣旨説明を求めます。

○矢ヶ崎(2番)

発議第3号、道路特定財源の確保を求める意見書の提案理由を申し上げます。この意見書につきましては、本年9月11日に開催した長野県道路整備規制同盟会定期総会で道路特定財源の確保について決議されたことに伴い、上伊那土木関係3団体の会からの要請によることから本意見書を提出したいものであります。昨年12月に閣議決定された、道路特定財源の見直しに関する具体策には真に必要な道路整備は推進することが盛り込まれてはいるものの、一方では毎年の予算で歳出を上回る税収は、一般財源化することが明記されました。道路整備が遅れている地方にあっては道路特定財源に加えて、多額の一般財源を充当し整備をしてきております。今後とも効率的・効果的な道路整備を計画的に進めていきたいわけですが、現在国で策定されている道路整備の中期的な計画に於ける、真に必要な道路整備の考え方によっては地方にとって必要な道路整備が、大幅に遅れるので

はないかと大変危惧しています。したがって国に於いては、公共交通機関が整っている大都市と整備が遅れている地方では、道路整備に対する住民の意識の違いがあることを十分認識し、地方の声や実情に十分配慮した地方が真に必要な道路整備が遅れることがないように、道路整備の安定的な財源確保が図られることを強く要望するものであります。なお本年10月30日に開催された長野県町村議会議長会に於いて、決議された国・県に対する要望事項についてのなかの、道路の整備促進に関わる要望とも一致しているものでありますので、全議員の賛同をいただき原案可決くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長

これより質疑を行います。

○根橋（13番）

えーそれでは質問したいと思うんですけども、意見書のあのう要望事項、記の1番ですけどもあの最後のところに、えーこうしたあの中期計画を実施していく財源について、道路特定財源で賄うことという要望になっているわけですけども、えーっとこの表現でいきますとそのえー前提としては、これらの財源は道路特定財源以外の財源があるというようなことから、こういう表現になっているというふうにあの思うわけですけども、あのうこれいろいろ調べてみても例えば町道の整備を考えてみても、ま国からの現在交付金あるいは町の一般財源ということだと思いますが、この、ま国の交付金というのは道路特定財源のようですけども、ここで言っている今後その財源を道路特定財源っていうような表現ということは、一般財源相当分まで道路特定財源でなんらかの形で賄うようにということを意味しているのでしょうか。

○矢ヶ崎（2番）

えーとあのうご存じのとおり地方に於いてはまだあの、うーん非常に道路問題が当町に於いても、んー未熟な点と言うかまだ改良を加えていかなければならない箇所というものは相当多数わけございまして、やはりあのう道路特定財源そのものは道路そのもの、のみに使うことが我々あのうこのために税金を納めているわけございまして、やはり道路特定財源をこれに使うということと、それから現状一般財源のなかからの持ち出しをしているわけですから、これそのものは道路特定財源でえーやるべきだとそう考えます。

○根橋（13番）

え、そうしますとですね、あのう今の説明ですと町の一般財源も道路特定財源で賄えっていうことですから、そうしますとですね今の地方交付税交付金以外にですねそういう道路使用するための、何か町がそれに使えるような形のものを要望しているっていうことでしょうか。

○矢ヶ崎（2番）

いえ違います。要するにあのう我々はあのう道路特定財源そのものをやはり道路整備そのものを使って、他にはあーえー使うことはこの税のあれから言っても、好ましくないであろうと地方の道路遅れている箇所、あるいはあーんーバイパス化にしても、道路特定財源をもってそれに充たるべきだとそう考えます。

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。始めに反対討論を行います。

○根橋（13番）

えーとま道路特定財源にま、つきましま道路状況の改善ということで、戦後1949年にま当時の田中角栄議員らによるまあ議員立法で成立をし、1968年には自動車重量税がま、創設をされ、まこれは道路特定財源ではないですが実質上、道路特定財源としてま運用されてきたことはご案内のとおりであります。でその後実際の道路建設の実態を見てみますと、国に於ける高速道路だとか主要幹線道路この建設が優先をされ、地方道路の整備が進まないという状況、特に近年は、っという状況がありました。そういったなかで特に近年、必要性に疑問が残る道路建設もなされてきております。ここが今一番問題になってきていることかと思えます。でしかもこの今後のことを考えますと車社会の、おー進展のなかで道路特定財源の税収というのはずーっと増収になってきている一方では、まあさきほど申し上げましたように道路整備が進んでくるなかでは、道路事業計画といくものは今の税収を下回っているということで、この間その余った分というのは一般財源にま充当をされてきた経過があるかと思えます。であのこれらについて問題点としては今申し上げましたように、これを創立された当初と比較してま道路整備は格段にまあ進んできているなかで、えこの道路特定財源というものがこの主旨だけから言うと、道路整備にしか使えないということで、例えば環境対策だとかあるいはあの交通事故対策あるいは社会保障への財源論などいろいろな議論があ

り、えー12月6日付けの、お一朝日新聞の社説など読んでみても大きなそういう流れがあるわけであります。また問題点の2番目に強く指摘されているのは、この道路特定財源の配分を巡って、実際には中央の、おー中央政府レベルでの意向が強く反映をされてしまい、まあ地方自治体は国に対してまあ陳情していくような姿がずっとあって、それでその結果結局地域間格差が生まれたり、ま利権も生じてくるなどという指摘もまああるわけであります。まこうしたなかでえーこうした制度を固定化していくということは、例えば19年度国の予算を見ても、道路特定財源の税収ってのは約5兆6,000億余あるなかで、えー不必要な道路建設というも、ま進めていく恐れもあって、そうしてまたその一方でさきほど申し上げましたけれども、真に必要な地方道路の整備っていうのはまあ相変わらずこのところをいじらないかぎり進まない。こうしたこともまあ固定化されていってしまう、ま恐れがあるわけであります。また国の一般財源の今の税収不足の状況から、ま医療費や福祉関連予算あるいは、民生費あるいはあのうなどのま、非常に厳しい歳出削減が今後も予定されておって、また地方交付税の交付金も財源不足を理由として一環してま削減をされてきております。まこうしたことから、道路特定財源をま一般財源化して、そのなかで道路整備計画や地方交付税・社会保障対策・環境対策などについて、ま総合的に検討をして道路特定財源の今後のあり方も議論していくべきであると考えてるものです。で自民党、公明党の与党は一般財源化に反対をしてこの12月8日には暫定税率の10年間の維持などの対応を、ま政府と合意したというふうに報道をされておりますけれども、えそのなかには今後10年間で59兆円もの道路整備計画に新たに投資をすることも含まれております。まその一方で地方道路整備促進対策というのも若干ありますけれども、中身的には不透明ないしは不十分と言わざるを得ません。えまたあの少子高齢化や脱車社会への流れも加速してくなかで、こうした制度をこのまま続けていくということは大きな疑問があると言わざるを得ません。そうした意味で道路特定財源の道路建設へ固定化する今回の意見書には反対であります。以上であります。

○議長

次に賛成討論を行います。

○宮下（6番）

えー私は賛成の立場から意見を申し上げます。えー道路は活力ある社会・経済

活動等、豊かな文化生活を支えるもっとも根幹的な社会主本であります。当町に於いても、国道 153 号線をはじめバイパス化等、道路改良は切実な課題となっております。少子高齢化が進行するなかで、地方に於ける道路が果たす役割は特に大きく主要な幹線道路を始め、通勤・通学・通院等に利用する生活に密着した道路の整備は十分とは言えない状況にあります。道路整備が遅れている地方では道路特定財源に加え、多額の一般財源を充当し整備を行ってきたところであり、今後の具体的な道路整備の姿を示す、中期的な計画の策定にあたっては地方の意見を十分反映させ、地方に於ける道路の着実な整備と適正な維持・管理が確実に図られるために、必要な安定的な財源を確保することを強く求めるものであります。以上により採決に賛成いたします。

○議長

反対討論の方、ございますか。

○永原（3番）

え、新聞報道によれば世論調査では、道路財源の暫定税率延長反対が68%もあり、使い道を道路整備に限る現在の制度を改めて、一般財源にすることについては賛成が46%で反対の41%を上回っています。また道路特定財源国費の平成15年から18年の使途を調べてみますと、えー4割近く本州四国連絡橋公団の債務返済に充てられています。またここ何年かは道路以外への投資が拡大しています。以上の点を見ても、道路特定財源の確保を求めるという意見書では不十分であり、道路特定財源の確保という表現では本当に地方の生活道路が良くなるとは思いません。よってこの意見書には反対です。

○議長

賛成討論ありますか。

○前田（4番）

賛成の立場から発言いたします。えーそもそも道路特定財源制度とは、受益者負担の大原則に基づき道路の利用者、つまりえー自動車の所有者やその燃料を使用した人が、道路の建設維持の費用を負担する制度であります。合理性・公平性・安定性に優れた制度であり、戦後の道路整備、ひいては我が国の経済社会への発展の牽引してきた、えー役割は歴史的に高く評価されているわけであり、道路特定財源の一般財源化は、道路の整備に特定されている目的税の流用に他なり



ません。また、最近の原油高による燃料費の高騰を受けて、えー断定税率の解除や二重課税の見直しを求める道路使用者、特に運輸業界の悲鳴に近い声を考慮すれば、道路特定財源の目的外使用は許されるものではありませんし、論外であると思います。当然税金である以上、無駄で無節操な使われ方が許されるものではありませんけれども、道路整備の充足率がまだまだ低い地方にとって、道路整備費用が担保できない道路特定財源の一般財源化は、断固として阻止しなければなりません。えー本日の新聞に載っていたアンケート調査結果の「道路よりは生活を」という庶民の切実な要望は理解できますし、私も一個人としては賛同するものでありますが、地方自治の末端を担う町会議員として、道路整備予算の確保こそが町民福祉の向上に大きく寄与するということを確認して、この度の道路特定財源の確保を求める意見書採択に賛成いたします。

○議長

他にございますか。討論を終結いたします。これより発議第3号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」を採決いたします。反対の意見がありましたので、採決は起立により行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は、起立願います。

(11人 起立)

○議長

起立多数であります。よって、発議第3号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。次に発議第4号「深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書の提出について」を議題いたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(事務局長朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第4号「深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書の提出について」を採決いたします。本案

は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。次に発議第5号「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める意見書の提出について」を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

( 事務局長朗読 )

○議 長

これより質疑、討論を行います。

( 質疑、討論なし )

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第5号「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める意見書提出について」を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。次に発議第6号「保検でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について」を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

( 事務局長朗読 )

○議 長

これより質疑、討論を行います。

( 質疑、討論なし )

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第6号「保検でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について」を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

( 議場 異議なしの声 )

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。次に発議第7号「米価の抜本的な安定対策を求める意見書の提出について」を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(事務局長朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第7号「米価の抜本的な安定対策を求める意見書の提出について」を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。日程第6「議会閉会中の委員会の継続審査について」を議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

えー12月定例会の閉会にあたりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げたいと思います。12月4日からの、おー12月議会でごございました。それぞれ提案をお認めいただきました提出議案全て可決いただきましたこと、ありがたくお礼を申し上げ

る次第であります。また各委員会に於きましても、それぞれさきほど委員長さんから発表がありましたとおり、えーご審議をいただき、要望なども精査されましたことを大変に町としてもうれしく思う次第であります。えーご存知のとおり大変財政が厳しい折のなかの19年度、もうあと3箇月ちょっとということになってまいりました。まあそんななかでございまして、私どもも企業誘致ということでえーまた複数の企業にも来ていただいておりますし、更にまた今進行中の企業もあるわけありますので、また皆さん方も温かくえー発表になりましたらお迎えをいただきたいと思います。大小さまざまな企業にも沢山来ていただきたいとこんなように思っております。え、また子育て支援センターも非常にえー大勢の皆さん方が活用いただいて登録も増えてきておりますし、更にまた第2グレースフルも矢沢原の方へ誘致できたのも今年度であります。え更にはまた、農業、中山間総合整備事業なども20億5,000万円ということで、長野県一番トップを切る高額の事業導入でありましたが、無事竣工を見ることができまして皆様方の温かい、えー見守りのご支援に感謝を申し上げる次第であります。またかねてから、懸案でありました駅前下水道にも今着工があースタートを切ったところでありまして、またもう20年度掛けてのなかで終了し、えー辰野町の下水道だいたいから全部終わるかなというところに漕ぎ着けてきております。またソフト事業としたしましては、日本福祉大学と辰野高校そしてまた町、三者連携のなかで協定が結ばれましてえーまた町へも福祉大学から来ていただいたり、また町のそれぞれの辰野高校の学生もあちらへ行って勉強してみたり、更にはまた推薦入学卒なども辰野町出身の皆さんには、辰野高校だけでなく併せて少しずつ持って、お願い申し上げたいとこんなふうな状況下にあります。えーお金掛けることも大事ですし、掛けなくてもいろんなあの大事なソフト事業他あるわけありますので、是非一つ今後もご理解いただいご支援いただき、そしてまた住民の皆さん方にもこういう協働の時代でありますので、全部はとれなくてもこんなことを今進めているということをまたお話いただき、ご理解をいただきたいとこんなふうに思っている次第であります。えー皆さん方の今後もまた、町に対します温かいご理解を厚くお願いを申し上げまして、えー12月議会最終にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、12月4日に開会いたしました、平成19年第7回辰野町議会、定例会を閉会といたします。14日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

平成19年12月17日 4時08分 閉会

この議事録は、議会事務局長 竹入俊男、庶務係長 飯澤誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番